

平成28年5月19日

会 員 各 位

公益社団法人宮城県トラック協会

会 長 須 藤 弘 三

(会長印省略)

自家用燃料供給施設の整備に対する助成について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益社団法人全日本トラック協会では、燃料費対策として、トラック運送事業者（会員）等が自家用燃料供給施設を整備する際に、その経費の一部を助成することにしました。

助成金の概要は、下記のとおりですが、助成内容や申請方法等の詳細につきましては、全日本トラック協会のホームページ（<http://www.jta.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

なお、この助成金の申請窓口は、各都道府県のトラック協会です。

記

1 助成対象者

トラック運送事業者（会員）、トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会

（注）過去（20～26年度）に、全ト協から、同様の助成金を受けた場合は、助成対象外です。

2 助成金交付対象事業

軽油専用タンク（埋設型）の設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替を行い、平成28年4月1日から平成29年2月28日までに、市町村（市町村地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けるもの。

ただし、次の場合は、助成の対象外です。

- ① 軽油専用タンク（埋設型）の設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- ② 自家用目的以外の転売・貸与する軽油供給施設の新設
- ③ 中古品またはリース購入による軽油専用タンクを利用した新設
- ④ （新設の場合）貯蔵する油種のうち、軽油の割合が1/2未満の場合
- ⑤ （増設の場合）軽油の貯蔵量が増加しない場合

3 助成金交付額

- (1) 軽油供給施設の新設（設置1か所分のみ） 100万円
- (2) 軽油専用タンクの増設、増設を伴う代替 30万円

（注）助成申請額が予算総額を超過した場合は、減額される場合があります。

4 助成金申請の受付期間

平成28年7月15日（金）から平成28年7月29日（金）までの間に、宮城県トラック協会（仙台市若林区卸町）で受け付けます。

受付時間は、9時から17時までです。

5 交付申請書類

- (1) 助成金申請書（様式1）
- (2) 「施設工事契約書」または「注文書と注文請書」の写し
- (3) 危険物取扱所の「設置許可申請書」と「設置許可書」の写し
- (4) 大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書（様式4）

（注）(1)と(4)の様式は、全日本トラック協会のホームページからプリントアウトしてください。

（担当）業務部 武者

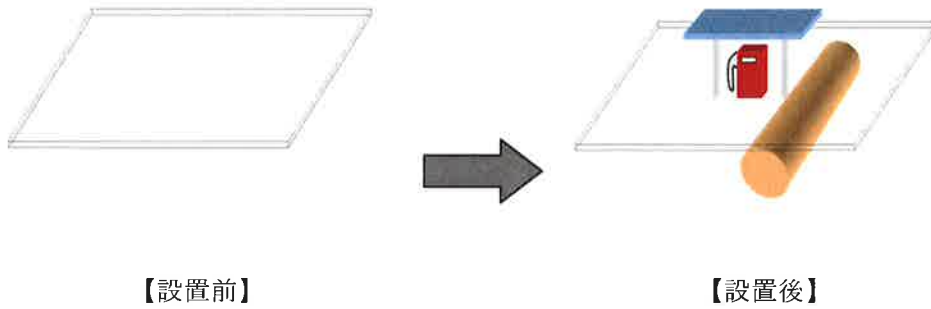
022-238-2721

「タンク設置新設・増設の事例」

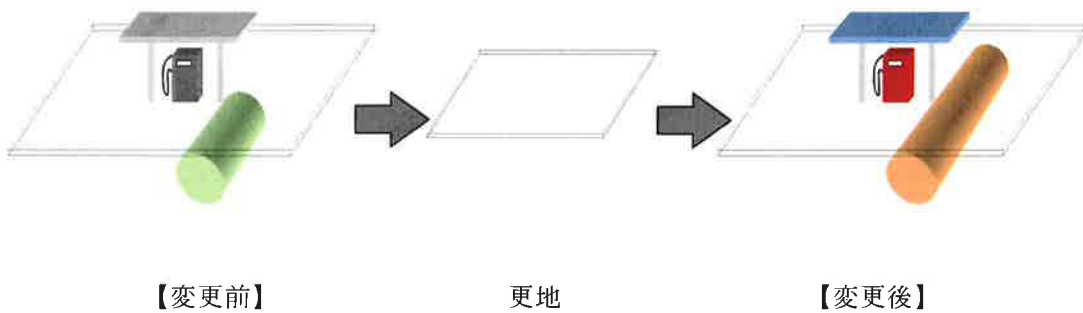
別紙 1

◆タンク新設扱いとなるケース

1. 所有地(更地)に給油所を新設する場合



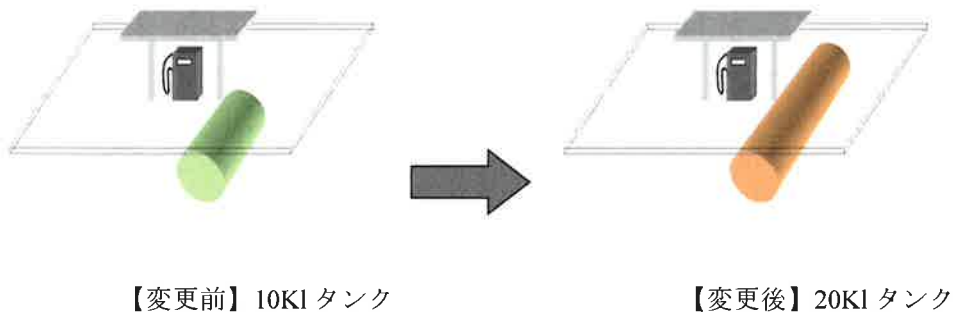
2. 既存給油所を(一度更地にして)全改装する場合



※一部でも既存設備が残っていれば増設扱いとなります。(防火壁は除く)

◆タンク増設扱いとなるケース

1. 燃料タンクの代替を行う場合



2. 燃料タンクの増設を行う場合

